

# 航空会社の飲酒に係る不適切 事案について

---

平成31年2月28日  
航空局安全部

資料1

○ 一連の飲酒事案以後の事案(本年に入ってから発生したもの)

航空会社・発生日・便名	事案の概要	実施済みの措置
ANAウイングス 平成31年1月3日 ANA501便(伊丹→宮崎)	機長が、飲酒制限時間を超過して過度の飲酒をし、乗務前検査で陽性反応。事案後も副操縦士と口裏合わせをして虚偽の説明をした	業務改善勧告(行政指導) ※2月1日措置済
アイベックスエアラインズ 平成31年1月9日 IBX54便(仙台→伊丹)	機長が、乗務前検査を失念して乗務 (その後の検査でアルコールは検出されず)	詳細報告を指示 ※1月25日受領済
AIRDO 平成31年1月2日 ADO12便(新千歳→羽田)	立入検査において、機長が乗務前日に飲酒制限時間を超過して飲酒し乗務したことが判明。さらに、当該機長が虚偽説明していたことも判明。	詳細報告を指示 ※1月18日受領済
AIRDO 平成31年1月14日 ADO130便(新千歳→中部)	機長、副操縦士及び訓練生の3名が乗務前検査を失念して乗務 (その後の検査でアルコールは検出されず)	詳細報告を指示 ※1月18日受領済
新中央航空 平成31年1月21日 CUK401便(調布→三宅島)	副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過	詳細報告を指示 ※2月4日受領済
エアージャパン 平成31年2月1日 NH813便(成田→ヤンゴン)	外国人副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過	詳細報告を指示 ※2月7日受領済
フジドリームエアラインズ 平成31年2月1日 FDA305便(名古屋→福岡)	副操縦士が、乗務前検査を失念して乗務(その後の検査でアルコールは検出されず) 技能証明等の携帯状況を確認した記録がなかった	詳細報告を指示
全日本空輸 平成31年2月19日 NH412便(神戸→羽田)	副操縦士が、乗務前日に飲酒制限時間を超過して飲酒し、乗務前検査で基準値を超過	詳細報告を指示

# 航空会社における飲酒に係る不適切事案の経緯(その2)

## ○ 一連の飲酒事案以後の事案(昨年中に発生したもの)

航空会社・発生日・便名	事案の概要	実施済みの措置
日本航空 平成30年10月28日 JAL44便(ロンドン→羽田)	副操縦士が乗務前日に過度の飲酒をし、乗務前にロンドン警察による検査により基準を大幅に超過するアルコールが検知され拘束 機長及び副機長は出発前に3名から2名に不適切に乗務を変更	・事業改善命令(不利益処分) ・機長・副機長へ文書警告(行政指導) ※12月21日措置済
ANAウイングス 平成30年10月25日 ANA1762便(石垣→那覇)	機長が、乗務前日に飲酒制限時間を超過して過度に飲酒し、翌日朝に体調不良により乗務不可を自ら申告	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書警告(行政指導) ※12月21日措置済
スカイマーク 平成30年11月14日 SKY705便(羽田→新千歳)	機長が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で陽性反応	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書注意(行政指導) ※12月21日措置済
日本エアコミューター 平成30年11月28日 JAC3741便(鹿児島→屋久島)	機長が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値超過	・嚴重注意(行政指導) ・機長へ文書注意(行政指導) ※12月21日措置済

## ○ 一連の飲酒事案より前に発生した事案

航空会社・発生日・便名	事案の概要	会社に対する措置
日本航空 平成22年11月22日 JL772(シドニー→成田)	オーストラリア当局による乗務前の抜打ち検査により機長から0.095mg/Lが検知され乗務できず(オーストラリア及び会社の基準内)	事業改善命令(不利益処分) ※12月21日措置済
全日本空輸 平成26年5月10日 ANA1259便(羽田→上海)	副操縦士が、別便の副操縦士にアルコール検査の代行をさせたが、出発前に不正行為が判明し乗務取りやめ	嚴重注意の再発防止策の実施状況を確認
日本航空 平成29年12月2日 JL010便(成田→シカゴ)	機長が、副機長にアルコール検査を代行をさせ乗務	事業改善命令の再発防止策の実施状況を確認
日本航空	平成29年8月以降の検査について実施記録が確認できない事例が約4,200件あった。このうち、一人の機長が110回意図的に検査をしなかったことが判明	事業改善命令(不利益処分) ※12月21日措置済
全日本空輸	平成29年11月以降の羽田における検査について実施記録が確認できない事例が約390件あった。	嚴重注意(行政指導) ※12月21日措置済

## ○ 客室乗務員による事案関係

航空会社・発生日・便名	事案の概要	会社に対する措置
日本航空 平成30年12月17日 JAL786便(成田→ホノルル)	客室乗務員からアルコール臭がしたため、機内で検査したところ基準値を超過。その後、当該客室乗務員が乗務中に飲酒したことが判明。	業務改善勧告(行政指導) ※1月11日措置済

# エアージャパンにおけるアルコール検知事案について

## 1. エアージャパン事案の概要

- 平成31年2月1日11時に出発予定のNH813便(成田空港→ヤンゴン空港)に乗務予定の外国人副操縦士が、出社時のアルコール検査にて陽性反応があったことから別の乗務員に交代した事案が発生。
- 同空港における他社機による滑走路閉鎖の影響により11時40分に当該機が出発したが、乗務員交代による遅延はない。

## 2. エアージャパン事案の事実関係 (同社からの報告に基づく) 2月4日時点

- 副操縦士が出社時(9時42分頃)のアルコール検査(ストロー式)で0.25mg/Lのアルコールが検出。
- その後、アルコール感知器を変更し、12時36分頃まで計11回のアルコール検査を実施するもアルコールが検出。
- 当該副操縦士は、当初飲酒の事実を否定していたが、その後の調査で、前日17時前から19時40分頃まで、単独で自宅において750mlウォッカ類ボトル半分程度(約5~6アルコール単位)を飲酒した。
- 現在、詳細を確認中。

※: アルコール1単位=純アルコール20gを含むおおよその量  
(例: ビール500ml缶1本、日本酒1合(180ml)、ワイン小グラス2杯(200ml)、焼酎100ml(25度))

## 3. 航空局の対応

- 詳細な事実関係の調査及び再発防止策の策定を指示。
- 事実関係を確認のうえ、必要な措置を講じる。
- 今後の再発防止策の実施状況について、全ての航空会社へ立入検査を実施することにより緊急に確認する。

# FDAにおけるアルコール検査未実施事案等について

## 1. FDA(フドリームエアラインズ) 事案の概要

- 平成31年2月1日、FDA305便(名古屋小牧空港11:42発→福岡空港13:29着)に乗務した運航乗務員(副操縦士)が、乗務前のアルコール検知器を使用した検査を実施せずに当該便に乗務した事案が発生。
- 当該事案において、技能証明等の携帯状況を確認した記録がなかった。
- 本件について、FDAは2月4日に公表。

## 2. FDA事案の事実関係 (2月3日時点の同社からの報告に基づく)

- 名古屋小牧空港で出頭時に立ち会い者とともにアルコール検査を実施して記録しなければならなかったが、副操縦士は会社が定めるアルコール検査を実施せず、当該便は出発。
- 副操縦士は、入社後、他の業務(訓練審査部長から要請のあった過去の飛行データの確認等)を優先して行っていたことから、乗務前に行う必要がある検査の実施を失念した。
- 当該便到着後に乗員管理担当者が、アルコールチェックの記録に空欄があることを発見し、検査の未実施が発覚。
- 副操縦士の当日乗務は当該便のみで、ホテルへ移動済みであったことから、運航乗務部長の指示により福岡空港の航務担当者がホテルに行き、アルコール検知器による検査を実施。アルコールは検出されなかった。(0.00mg/L)
- 副操縦士へのヒアリングによると、「飲酒習慣はなく、乗務前日は飲酒していない。最近では、年末に自宅で缶ビール1本飲んだ程度。」とのこと。
- 機長は、機側での合流後の健康状態の相互確認の際、副操縦士からのアルコール臭等の違和感はなかったとのこと。
- アルコール検知器を使用したアルコール検査は昨年12月10日より開始しているが、乗務割りの関係で副操縦士が機側まで単独行動となったこと、第三者立会いは乗員の要請で行うこと、乗員間の相互確認で検査実施が明示的な確認項目となっていないことから、未実施を発見することができなかった。
- 乗務員出頭時にアルコール検査の結果を記載し、立会者のサインをもらう他、技能証明等各種の証明書の携帯状況や業務連絡等の情報についても確認し、チェックマークを実施することとしているが、これら一連のチェックも実施された記録がなかった。

### 3. 航空局の対応

#### <同社に対する措置>

- 同社に対して、①アルコール検査を受けなかったこと、②アルコール検査未実施を確実に防ぐ手順が設定されていなかったこと、③技能証明等の携帯状況の確認について、事実関係を早急に調査し、再発防止策を検討のうえ報告するよう指示。
- 事実関係を確認し、立入検査を実施のうえ、必要な措置を講じる。

#### <全社に対する措置>

- 今後の再発防止策の実施状況について、全ての航空会社へ立入検査を実施することにより緊急に確認する。

# ANAにおけるアルコール検知事案について

## 1. ANA事案の概要

- 平成31年2月19日7時5分に出発予定のNH412(神戸空港→羽田空港)に乗務予定の副操縦士が出社時のアルコール検査(6時14分頃)にて陽性反応があったことから別の乗務員に交代した事案が発生。
- 乗務員の交代により当該便は1時間39分遅延して運航した。

## 2. ANA事案の事実関係 (同社からの報告に基づく) 2月21日時点

- 副操縦士が出社時のアルコール検査(ストロー式)で0.12mg/Lのアルコールが検出。(同社ではアルコールが検出された場合には乗務不可)
- その後、2台のアルコール感知器を使用して7回のアルコール検査を実施するもアルコールが検出。
- 当該副操縦士は、運航規程に違反して乗務12時間以内である当日1時頃に、宿泊していたホテルにおいて缶ビール350ml及び缶チューハイ350mlの半分以上を飲酒していた。(乗務8時間以内の飲酒を禁止している国の基準にも違反)
- 事案発生当日において、当該副操縦士は会社に対し飲酒の事実を隠し、体調不良のために飲んだ栄養ドリンクによるものと虚偽の報告を行っていたが、翌日になり飲酒をしていた事実の報告を行った。
- 当該副操縦士は、事案発生前日から体調不良(事案発生時の体温37.6度、20日にインフルエンザと診断)であったが、乗務しようとしていた。
- 現在、詳細を確認中。

## 3. 航空局の対応

- 詳細な事実関係の調査及び再発防止策の策定を指示。
- 事実関係を確認のうえ、必要な措置を講じる。
- 今後の再発防止策の実施状況について、全ての航空会社へ立入検査を実施することにより、3月前半までに確認する。